



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会社名 株式会社 八 十 二 銀 行  
代表者名 取締役頭取 山 浦 愛 幸  
(コード番号 8359 東証第一部)  
問合せ先 企画部長 佐 藤 裕 一  
( T E L . 026 - 227 - 1182 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催の取締役会において、「定款の一部変更」を平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 130 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の規定により、第 29 条(社外取締役との責任限定契約)の規定を新設するものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(社外取締役との責任限定契約)</u> <u>第 29 条 当銀行は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第 29 条から第 44 条 (条文省略)	第 30 条から第 45 条 (現行どおり)

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 25 年 6 月 21 日 (金)  
定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 21 日 (金)

以 上

< 本件に関するお問合せ先 >

企画部 (経営企画)

穂高

TEL 026-224-5511